

報道関係者各位

令和 6 年 3 月 22 日

### 令和 6 年度新型コロナウイルスワクチン接種について

新型コロナウイルスワクチン接種については、特例臨時接種として生後 6 か月以上の全市民を対象に無料で実施しておりましたが、令和 6 年 4 月 1 日からは個人の重症化予防を目的とし、次の対象者に対し、毎年秋冬に 1 回、その年のウイルス株に対応するワクチン接種を、定期予防接種として実施します。なお、令和 6 年 4 月 1 日以降に定期予防接種以外で接種をご希望の方は、任意接種として接種していただくことになります。

定期予防接種の申込み方法や自己負担額などの詳細は「広報まいづる8月号」でお知らせする予定です。

#### 【令和 6 年度の新型コロナウイルスワクチン接種について】

##### （定期予防接種の対象者）

季節性インフルエンザワクチンにおける接種の対象者と同じ

①65 歳以上の高齢者

②60 歳～64 歳で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全による免疫機能の障害を有する方  
※舞鶴市に住民票があり、自らの意思で接種を希望すること

##### （定期予防接種の接種時期）

令和 6 年秋冬（年 1 回）

##### （問合せ先）

舞鶴市健康づくり課 TEL65-0065

新型コロナワクチン接種コールセンターは令和 6 年 3 月 31 日をもって閉鎖しました



SDGs 未来都市

舞鶴市 健康づくり課（担当：内藤）

〒625-0087 舞鶴市字余部下 1167 番地

TEL:0773-68-9230、FAX:0773-68-9240

E-mail: maiz.vac2021@city.maizuru.lg.jp